

京丹後市エネルギー価格高騰対策支援給付金

【 申請要項 】

【申請受付期間】 令和8年8月17日（月）～9年2月12日（金）まで

【申請書の提出及び問い合わせ先】

○下記以外

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 1号館 1階	
電話：0772-69-0440	FAX：0772-62-6010
E-mail： shokoshinko@city.kyotango.lg.jp	

○農林漁業

京丹後市役所 農林水産部 農業振興課、農林整備課、海業水産課 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 1号館 1階	
電話	農業 農業振興課：0772-69-0410 林業 農林整備課：0772-69-0430 漁業 海業水産課：0772-69-0460
FAX	0772-62-5030
E-mail	農業振興課：nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp 農林整備課：norin@city.kyotango.lg.jp 海業水産課：suisan@city.kyotango.lg.jp

○福祉施設

京丹後市役所 健康長寿福祉部 長寿福祉課、障害者福祉課 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 2号館 2階	
電話	高齢・児童 長寿福祉課：0772-69-0330 障害 障害者福祉課：0772-69-0320
FAX	0772-62-1156
E-mail	長寿福祉課：chojufukushi@city.kyotango.lg.jp 障害者福祉課：shogaishafukushi@city.kyotango.lg.jp

【趣旨】

国際情勢等に起因するエネルギー価格の高騰が続く中、市内事業者及び市内農林漁業者等の負担軽減と経営の安定を図るため、給付金を支給します。

【対象者】

- ✓ 市内事業又は市内農林漁業を営む個人。ただし、農林漁業を営む個人にあつては、主として農林漁業を営む者
- ✓ 市内事業若しくは市内農林漁業者を営む法人又は共同加工施設を運営する法人

【不支給要件】

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者
- (2) 市税等（京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）の滞納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」として届け出義務のある者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教法人
- (6) 今年度に本給付金の支給を受けたことがある者

【給付対象期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年12月31日（木）

【対象経費、給付金の額】

対象経費	給付対象期間に支払った事業活動において要したLPガス及びLPガスを主たる燃料として発生・供給された蒸気、温水その他熱エネルギーに係る経費のうち、任意に選択した3箇月分の合計額
給付金額	対象経費×10%（千円未満切捨）
上限額	1事業所等につき 個人：10万円 法人：30万円 共同加工施設：250万円

【その他】

支給決定後に、虚偽その他不正な手段により給付金の給付を受けたことが認められた場合は、給付した給付金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

【申請受付期間等】

申請受付期間	令和9年2月12日（金）まで
給付金の支給等 決定時期	申請受付後30日以内を目途に支給決定します ※申請書類等に不備があった場合は、30日を超える場合があります

【提出書類等】

○共通

- ✓ 給付金申請書（様式あり）
- ✓ 支払い台帳等対象経費の額が確認できる書類
※エクセルや経理ソフトから抽出したものでも可
- ✓ 申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、
口座番号及び口座名義が確認できるもの）
- ✓ 宣誓・誓約書

※農業者については、上記の提出書類に加えて、確定申告書(所得税・法人税)の写しが別途必要となります

○複数施設を有する場合

- ✓ 複数の施設を有する場合は、その施設の所在地が確認できる書類